

(仮称) 伊勢崎市犯罪被害者等支援条例 (案) に関する パブリックコメント (意見募集) 資料

【条例制定の趣旨】

犯罪被害者等基本法では、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援に関する施策の策定・実施が規定されており、全国的に条例制定の動きが広がっています。

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現は、全ての市民の願いですが、多くの方々が予期せず、ある日突然、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっています。

犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や誹謗中傷などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっています。

そのような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して暮らすことができるようにするためには、関係するものが相互に連携協力し、経済的負担の軽減、日常生活の支援など犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援を行うとともに、市民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、地域社会全体で支えていくことが必要です。

そのため、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、(仮称) 伊勢崎市犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものです。

【条例の主な内容】

1 制定の目的

- (1) 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにします。
- (2) 犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めます。
- (3) 犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、被害の早期回復又は軽減及び権利利益の保護を図ります。

(4) 市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与します。

2 基本理念

(1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることとします。

(2) 犯罪被害者等の支援は、直接的な被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われることとします。

(3) 犯罪被害者等の支援は、安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることとします。

(4) 犯罪被害者等の支援は、関係機関等が相互に連携し、協力して行われることとします。

3 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を実施します。

4 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めます。

5 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めます。

6 基本的施策

(1) 相談窓口及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行います。

(2) 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行います。

(3) 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、必要な支援を行います。

(4) 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅の一時的な利用その他の必要な支援を行います。

(5) 広報及び啓発

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行います。

(6) 民間支援団体に対する支援

市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他必要な支援を行います。